

第 6 6 回全国植樹祭石川県実行委員会

第 4 回総会 議案

第 1 号議案	第 66 回全国植樹祭石川県実行委員会会則の改正について・・	1
第 2 号議案	平成 25 年度事業報告	9
”	平成 25 年度収支決算	11
第 3 号議案	平成 26 年度事業計画（案）	13
”	平成 26 年度収支予算（案）	14

第66回全国植樹祭石川県実行委員会会則の改正について

公益法人制度の新制度への移行に伴う構成団体の団体名の変更及び構成団体内における組織改編等に伴う役職名等の変更のため、第66回全国植樹祭石川県実行委員会会則の別表1（第4条関係）及び別表2（第11条関係）を下記のとおり改正する。

記

1 改正内容

改正後	改正前								
第1条～第19条（略）	第1条～第19条（略）								
附則	附則								
1 この会則は、平成25年8月5日から施行する。	1 この会則は、平成25年8月5日から施行する。								
2 実行委員会設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらずこの会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。	2 実行委員会設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらずこの会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。								
附則									
<u>この会則は、平成26年 月 日から施行する。</u>									
別表1（第4条関係）	別表1（第4条関係）								
<table border="1"> <tr> <th>役職</th><th>各団体における役職</th></tr> <tr> <td>委員</td><td><u>(一社)石川県特用林産振興会会長</u> <u>(公財)石川県林業公社理事長</u> <u>(一社)石川県物産協会会長</u></td></tr> </table>	役職	各団体における役職	委員	<u>(一社)石川県特用林産振興会会長</u> <u>(公財)石川県林業公社理事長</u> <u>(一社)石川県物産協会会長</u>	<table border="1"> <tr> <th>役職</th><th>各団体における役職</th></tr> <tr> <td>委員</td><td><u>(社)石川県特用林産振興会副会長</u> <u>(財)石川県林業公社理事長</u> <u>(社)石川県物産協会会長</u></td></tr> </table>	役職	各団体における役職	委員	<u>(社)石川県特用林産振興会副会長</u> <u>(財)石川県林業公社理事長</u> <u>(社)石川県物産協会会長</u>
役職	各団体における役職								
委員	<u>(一社)石川県特用林産振興会会長</u> <u>(公財)石川県林業公社理事長</u> <u>(一社)石川県物産協会会長</u>								
役職	各団体における役職								
委員	<u>(社)石川県特用林産振興会副会長</u> <u>(財)石川県林業公社理事長</u> <u>(社)石川県物産協会会長</u>								
別表2（第11条関係）	別表2（第11条関係）								
<table border="1"> <tr> <th>役職</th><th>各団体における役職</th></tr> <tr> <td>幹事</td><td><u>小松市総合政策部次長</u> <u>石川県警察本部警衛対策課長</u></td></tr> </table>	役職	各団体における役職	幹事	<u>小松市総合政策部次長</u> <u>石川県警察本部警衛対策課長</u>	<table border="1"> <tr> <th>役職</th><th>各団体における役職</th></tr> <tr> <td>幹事</td><td><u>小松市経済環境部長</u> <u>石川県警察本部警備課長</u></td></tr> </table>	役職	各団体における役職	幹事	<u>小松市経済環境部長</u> <u>石川県警察本部警備課長</u>
役職	各団体における役職								
幹事	<u>小松市総合政策部次長</u> <u>石川県警察本部警衛対策課長</u>								
役職	各団体における役職								
幹事	<u>小松市経済環境部長</u> <u>石川県警察本部警備課長</u>								

2 改正時期

平成26年8月4日予定（第4回総会議決日）

第66回全国植樹祭石川県実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第66回全国植樹祭石川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、「第66回全国植樹祭」（以下「植樹祭」という。）の開催に必要な事業を行うことにより、本県が取り組む県民総参加による森づくりや木材の利活用等を全国に発信し、もってわが国の新たな森林づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 植樹祭の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

（構成）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員等の職務）

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

4 監事は、会計の監査に当たる。

5 参与は、植樹祭の具体的運営方法に関し、助言することができる。

（委員等の任期）

第6条 委員等の任期は、第17条の規定により、実行委員会が解散する日までとする。

ただし、就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には、支給することができる。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

2 前項に定めるもののほか、会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第9条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事及び参与をもって構成する。

2 総会は、必要に応じ会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名したものがこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること

(4) 専門委員会へ委任する事項に関すること。

(5) その他植樹祭の開催に関し重要な事項に関すること。

5 総会の議事は、出席実行委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため総会に出席できない実行委員は、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、実行委員と同一の権限を付与するものとする。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、前条第4項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(幹事会)

第11条 幹事会は、幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。

2 幹事等は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

4 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

5 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

- (2) 第9条第4項各号に掲げる事項以外で、植樹祭の実施に必要な事項に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 6 幹事会は、前項第1号及び第3号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。
- 7 第9条第4項から第6項までの規定は、幹事会において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「実行委員」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。
- 8 前7項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

- 第12条 専門委員会は、総会から委任された専門的事項について審議・決定し、その結果を次の総会に報告する。
- 2 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。
 - 3 この会則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

- 第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を石川県農林水産部全国植樹祭推進室内に置く。
- 2 この会則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(会計)

- 第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業計画、予算及び決算)

- 第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 解散

(解散)

- 第17条 実行委員会は、第3条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産)

第 18 条 実行委員会が解散したときに有する残余財産は、石川県に帰属するものとする。

第 7 章 補則

(補則)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成 25 年 8 月 5 日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第 16 条の規定にかかわらずこの会則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附則

この会則は、平成 26 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

役 職	各団体における役職
会 長	石川県知事
副会長	石川県議会議長 石川県副知事
委 員	石川県森林組合連合会代表理事会長 (公社)石川県木材産業振興協会理事長 (公財)石川県緑化推進委員会理事長 石川県山林協会副会長 (公社)石川の森づくり推進協会副会長 石川県森林整備協同組合理事長 石川県山林種苗協同組合理事長 石川県森林土木協会会長 <u>(一社)</u> 石川県特用林産振興会会長 (一社)石川県木造住宅協会会長 (一社)石川県造園緑化建設協会会長 <u>(公財)</u> 石川県林業公社理事長 石川県農業協同組合中央会会長 石川県漁業協同組合代表理事組合長 石川県グリーン・ツーリズム研究会会長 石川県商工会議所連合会会頭 石川県商工会連合会会長 石川県中小企業団体中央会副会長 (公社)石川県観光連盟理事長 <u>(一社)</u> 石川県物産協会会長 (一社)石川県建設業協会会長 (一社)石川県銀行協会会長 石川県信用金庫協会会長 石川県町会区長会連合会会長 石川県婦人団体協議会会長 石川県小中学校長会会長 石川県高等学校長協会会長 石川県私立中学高等学校協会会長 (社福)石川県社会福祉協議会専務理事 (公社)石川県バス協会会長 西日本旅客鉄道(株)金沢支社長 東日本旅客鉄道(株)北陸営業センター所長 石川県議会環境農林建設委員会委員長 石川県市長会会長 石川県町長会会長 小松市長 石川県農林水産部長 石川県環境部長 石川県観光戦略推進部長 石川県土木部長 石川県教育委員会教育長 石川県警察本部長 近畿中国森林管理局石川森林管理署長

参 与	(株)北國新聞社代表取締役社長 (株)中日新聞社北陸本社取締役北陸本社代表 (株)読売新聞社金沢支局長 (株)朝日新聞社金沢総局長 (株)毎日新聞社北陸総局長 (株)日本経済新聞社金沢支局長 (一社)共同通信社金沢支局長 (株)時事通信社金沢支局長 日本放送協会金沢放送局長 北陸放送(株)代表取締役社長 石川テレビ放送(株)代表取締役社長 (株)テレビ金沢代表取締役社長 北陸朝日放送(株)代表取締役社長 (株)日刊工業新聞社金沢支局長
監 事	石川県会計管理者

別表 2 (第 11 条関係)

役 職	各団体における役職
幹事長	石川県農林水産部長
幹 事	石川県森林組合連合会代表理事専務 (公財)石川県緑化推進委員会事務局長 石川県山林協会専務理事 (公社)石川県木材産業振興協会事務局長 (一社)石川県木造住宅協会専務理事 石川県商工会議所連合会専務理事 石川県商工会連合会専務理事 (公社)石川県観光連盟専務理事 石川県婦人団体協議会事務局長 (公社)石川県バス協会専務理事 小松市総合政策部次長 石川県教育委員会学校指導課長 石川県警察本部警衛対策課長

平成25年度事業報告

1 会議の開催

(1) 実行委員会の開催

【総会】

区 分	開催年月日	主 な 内 容
設立総会・ 第1回総会	平成25年8月5日	・ 実行委員会の設立について ・ 平成25年度事業計画、収支予算の承認
第2回総会	平成25年11月15日	・ 基本計画中間案の承認
第3回総会	平成26年1月17日	・ 基本計画案の承認

【幹事会】

区 分	開催年月日	主 な 内 容
第1回幹事会	平成25年11月12日	・ 基本計画中間案について
第2回幹事会	平成26年1月14日	・ 基本計画案について
第3回幹事会	平成26年3月4日	・ 大会シンボルマークについて ・ 現状報告と今後の取り組みについて

(2) 式典専門委員会の開催

区 分	開催年月日	主 な 内 容
第1回委員会	平成25年10月16日	・ 第66回全国植樹祭の概要について ・ 先催県の式典について
第2回委員会	平成25年12月25日	・ 式典構成及び演出について ・ 使用する楽曲の選定方法について

(3) 植樹専門委員会の開催

区 分	開催年月日	主 な 内 容
第1回委員会	平成25年10月10日	・ 現地視察 ・ 招待者記念植樹会場の選定 ・ お手植え・お手播き等植樹行事樹種の選定方法について
第2回委員会	平成25年11月26日	・ お手植え・お手播き等植樹行事の樹種選定について

2 第66回全国植樹祭基本計画の策定

基本構想に基づき、式典行事における演出概要、植樹行事における会場及び樹種選定、大会参加者の宿泊・輸送計画など、開催計画を具体化した「第66回全国植樹祭基本計画」を策定した。

(※平成26年2月5日開催の国土緑化推進機構の特別委員会において承認)

3 広報啓発活動の実施

- (1) 実行委員会ホームページの開設
- (2) 大会ポスター、のぼり旗等のPRグッズの作成
- (3) 広報誌「いしかわ植樹祭だより」の発行



大会ポスター



いしかわ植樹祭だより

平成25年度収支決算

＜収入の部＞

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 引	備 考
負 担 金	11,817,000	11,817,000	0	石川県負担金
雑 入	0	970	970	預金利息
合 計	11,817,000	11,817,970	970	

＜支出の部＞

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 引	備 考
総 務 費	1,248,000	900,191	△ 347,809	実行委員会総会・幹事会開催費 専門委員会開催費 事務局運営費等
開催事業費	4,847,000	5,052,750	205,750	基本計画策定費等
広報啓発費	5,722,000	4,593,144	△ 1,128,856	広報活動費等
合 計	11,817,000	10,546,085	△ 1,270,915	

収入決算額 11,817,970 円

支出決算額 10,546,085 円

収 支 差 額 1,271,885 円 (次年度へ繰越)

監 査 報 告 書

第66回全国植樹祭石川県実行委員会
会 長 谷 本 正 憲 様

第66回全国植樹祭石川県実行委員会会則第15条に基づき、平成25年度における収入及び支出について、帳簿並びに支出証拠書類等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成26年6月27日

第66回全国植樹祭石川県実行委員会
監 事 石川県会計管理者

中田 孝 

平成26年度事業計画（案）

1 会議の開催

- (1) 実行委員会総会、幹事会の開催
第66回全国植樹祭実施計画の審議・決定等
- (2) 式典専門委員会の開催
式典における演出、運営等の検討
- (3) 植樹専門委員会の開催
植樹行事における運営等の検討

2 第66回全国植樹祭実施計画の策定

基本計画に基づき、式典行事の演出や進行計画、招待者の宿泊や輸送計画、会場施設や配置計画など、各個別計画について内容を具体化した「第66回全国植樹祭実施計画」を策定する。

3 会場の整備

- (1) 式典会場、植樹会場の整備
- (2) 飾花デザイン計画の策定、木製ベンチ・プランターカバーの製作

4 広報啓発活動の実施

- (1) 記念事業等の実施
(プレ植樹祭、記念シンポジウム、カウントダウンセレモニー、地域リレー植樹等)
- (2) 各種イベント参加によるPR活動の実施
- (3) シンボルマーク等を活用したPRグッズ等の作成・配布
- (4) 広報誌「いしかわ植樹祭だより」の発行

平成26年度収支予算(案)

＜収入の部＞

(単位:円)

科 目	今年度予算額	備 考
前年度繰越金	1,271,885	
負 担 金	218,426,000	石川県負担金
雑 収 入	2,115	預金利息
合 計	219,700,000	

＜支出の部＞

(単位:円)

科 目	今年度予算額	備 考
総 務 費	6,529,000	実行委員会総会・幹事会開催費 専門委員会開催費 事務局運営費等
開催事業費	183,774,000	実施計画策定費 宿泊・輸送管理業務費 会場整備費、植樹行事費
広報啓発費	29,397,000	PRグッズ等製作費 プレイベント開催費等
合 計	219,700,000	